耳よりあいち情報

令和８年　夏号
（昭和 101 年・平成 38 年）
通巻１８６号
＊　身内、追悼の巻　＊

～　相続全般について、そして不動産・資産の保有・継承について　何でもお答えします。～

あいち事務所（元あいき総合事務所）&いちすぎ税理士事務所
〒460-0002　名古屋市中区丸の内一丁目5番28号　伊藤忠丸の内ビル2・3F
TEL　代表(052)231－5487　税務(052)202－1470
フリーダイヤル　0120－086－707
ご質問はお気軽に
aichi@aichi－i.com
https://aichi－i.com

兄の死

昭和５８年～令和８年（１９８３－２０２６）、この４２年間。伊藤直樹は兄秀樹と協働して、あいち事務所の名で売ってきました。

さる6月１３日朝、兄は天に召されました。満７２歳。早逝でした。

４３年目を迎えた現事務所スタッフ一同が、亡くなる前日に、皆でビデオレターを録取して、自宅のベッドの兄に全力応援をして呉れました。五感の内、人はラスト迄、聴覚はしっかり生きているそうですね。皆の声を聴きながら、翌朝、息を引き取り人生を終えたようです。

兄弟ですから、喧嘩はしました。仕事のやり方で、言い合いもしました。



昭和２８年９月生の兄、伊藤秀樹。７２歳で人生終了。

昭和３２年８月生の弟、伊藤直樹。６８歳で現役宣言、目標９０歳！

２人は、昭和５８年。兄が父と営む床秀銘木店という、（床の間の）床柱、床框、欄間等を扱う材木屋をたたみ、店を賃貸マンションへと変え、兄弟：２夫婦４人で登記測量事務所をスタートさせました。それこそバブル前の建設不況の時代で、なかなか住宅メーカー、銀行も、仕事を、当時２６歳の若造（直樹）へとご紹介いただけるような状況ではありませんでした。

・・・途中省略・・・

伊藤合同事務所、あいき総合事務所、そして**あいち事務所**と＂屋号＂名称を変えながら、たくさんの土地家屋調査士、司法書士、税理士の卒業生を排出し、たくさんの永続勤務スタッフに、４２年間、登記・測量・税務・不動産の総合コンビニ事務所で、兄は子会社の代表取締役社長ということから「社長！」と呼ばれて４２年間を過ごしました。直樹や**一杉顕法、村田憲司**、そして若手リーダー**伊藤紘一郎**ではなく**「秀樹社長」**じゃないと安心出来ないという多くのファンの方々に慕われて（身内発言としてオカシイかもしれませんが…）とても幸せな仕事人生だったんだと、今、確信しています。

戒名「秀法悠道居士」

７月末。四十九日を機に、兄は仏の弟子となって極楽へと行かせていただけるようですが、この先伊藤家も、仏壇、お墓の守りについて、問題を抱えていきます。

伊藤姓は、二男直樹とその長男、伊藤紘一郎のみ。その子、６歳の伊藤(某)君の時代は仏壇にお参りという慣わしは、どうやら無くなっている…かもしれません。それはそれで仕方無いことです。

皆が、家族が、子孫代々が、人として幸せに生きていってくれればいいのです。それが唯一無二、大切な肝です。

ただ、あいち事務所は、その支援事務所ですから、兄の遺志も引き継いで、私、伊藤直樹は愚息紘一郎共々、皆様へ、相続にまつわる諸問題、多くの課題クリアに、これからも全力で臨んでまいります。

合掌。



★　相続情報セミナー　★

第１６４回　令和8年9月26日（土）

ウインクあいち　２階大ホールにて開催！

開場・受付開始　１３時　　講演１４時～１６時

今回は、前回に引き続き、**ウインクあいち２階大ホールにて開催です**。

いつも通り、午前中は完全予約制の個別相談会（１０時半から開始です）。午後の個別相談は１３時からの先着順となります。講演は１４時開始です。

令和の相続民法改正によって全く様相が変わってしまった、遺産に係る遺留分侵害額請求の恐ろしさをはじめ、最新相続情報をお伝えいたします。

まだコロナ感染者も見受けられ、インフルエンザにはしか!?。検温・アルコール消毒及びマスク着用は任意とさせていただきますが、ご自身を、ご家族を守るため、まだまだ慎重に、健康第一とまいりましょう。

誤解を受けて…　伊藤直樹が、エッ？！引退するの？？

先日、名古屋市内の一部で、第１６３回相続情報セミナー　ウインクあいち５月開催の開催直前の４月に、息子伊藤紘一郎の名を印刷した相続講演会の案内チラシを配布したところ、６８歳代表の伊藤直樹は引退してしまったのか？と誤解をいただいたようです。

・・・・誤解です。直樹は全く元気に、これからもずっとセミナーに登壇しますし、全ての仕事に関与してまいります。月８回程２０年以上通い続けるホットヨガ・スタジオで股関節を柔軟に、柔らかい肉体を守り続けていきます。大丈夫です。ご安心ください。

【引き続き、第１６５回は、紘一郎講師の市内区役所講演会とし、１０月３日(土)…。
１６６回も、１１月？　連続開催いたします。　但し、個別相談会はアリマセン！！】

★★　ご自宅でもセミナー視聴が可能です　★★

相続情報セミナーを生配信しています。

セミナー当日13時40分頃より、YouTubeで『あいち事務所』で検索するか、下のQRコードをスマホカメラで読み込んで、生配信の視聴に進んで下さい。

尚、当日のセミナー資料は、直前にはなりますが、郵送(又はメール)にて。

フリーダイヤル 0120-086-707 もしくはあいち事務所ホームページよりお申込みください。 資料は、ページ数が多いので、郵送がオススメ。

※　動画視聴には多く通信量を要します。通信環境を整えてご視聴ください。

●　個別相談につき、**午前中は完全予約制**とさせていただきます。当日の相談時間確保のため、相談内容をご記入いただく用紙を事前にお送りします。

午後の個別のご予約も、時間指定はできませんが、お受けします。原則１３時受付開始より、先着順となります。勿論、講演後のお申込みも可能ですが、出来るだけ午前のご予約をおススメします。（但し、１組２０分です。）

★　更に２週間後の１０月１０日（土）あいち事務所にて、
完全予約制無料個別相談会（10 時～１組 55 分）も開催！

●　９／２６日・１０／１０日　両日の個別相談をご希望の方は・・・
０１２０－０８６－７０７ 又は **０５２－２２２－１３４４へ**

●　今後のセミナー予定
第１６７回　令和９年１月頃に、中区役所（１０月に日程決定シマス）
第１６８回　令和９年５月２２日（土）ウインクあいち大ホール
各セミナー後の土曜日に、あいち事務所にて個別相談会も開催！
詳細はお問合せを。



あいち事務所

成年後見、改良は無理でしょ

私なりに、今回の成年後見制度（２０００年スタート）の見直しに意見いたします。
民法改正案が７月１７日に成立しました。

・家庭裁判所が認めれば、この制度の利用を途中で終えられる規定を新たに設ける…としていますが、ここが肝です。



家裁は、とても忙しい！ことを前提に、お考えください。
長谷川式スケールという認知症試験で、３０点満点の内、１８、イヤ２０点ないと、正常な意思判断が出来ないと判定されます。一度でも対象のおじい様（おばあ様）が認知になられ、意思の表示に支障が出た方が１８点以下になられた後に、どうして、どうやって家裁が正常になったって判定してくれるんですか？
２０２８年の施行に向けて「終われる制度」への転換？
本人の自己決定を尊重できるよう、後見、補佐を廃して、補助へ一本化すると。
もともとこの制度は、①財産管理（お金）と、②身上看護（介護施設への入居契約、病院への入院手続、必要な福祉サービスの申し込み等）を本人に代理して行うという２つの目的があるのですが、身寄りが全く無い方ならば兎も角、ご家族がおみえなら、②を弁護士や司法書士といった何もわからん職業成年後見人とやらに任せるスタイルにした事が間違っていたんです。

結果、財産をそれなりにお持ちでいらっしゃる高齢者の方々のケースで、身内の誰かが①の財産を散逸させたり、横領させない為に、本人がまだ、まだら呆け（失礼！）程度であっても、他の身内が、本人の為と称して申し立てをしてしまい、②の身上看護についても、口出しすら出来ないようなケースが本当に多くみられてきた訳です。
またまた失礼ながら、特養老人ホームに入る場合が問題で、値打ちに特養に入ろうとしても、認知の方の場合、入所契約をご本人が出来ないんですよね。
結果、地域包括支援センター、ケアマネージャーさん達としては、ご本人の為と称して身内の方が申立しなければ、首長（市長、町長など）からの申立をするように誘導してしまうのです。②の意味で、正しいようにみえて、そのご家族からしてみると、本人が自宅で終活をして、本音は最期までいたかった…としても、勝手に市町村が被成年後見人に仕上げてしまうという事例が、とても多いのです。

要は、遺産分割協議、不動産・有価証券の売却の際、ご本人の意思表示が出来ないとしても、善意の身内は、本制度を使わずしてなんとかやろうと、この２６年間…本当にファジーに対処してくるしかなかったんです。

＂この「家庭裁判所が認めれば、制度の利用を途中で終えられる規定」…終身刑を辞めますって、本当に出来ますか？＂

利用者（…これ高齢者ご本人のこと）の決定権を過度に制限してきた…といって、ご本人の意思表示、一度出来なくなってきたら、９９％復活はしないですよ。
又、制度利用が長期にわたると、後見人報酬（弁護士３～１０万円／月、司法書士１～５万円／月）がとても負担となって、亡くなる迄に財産は減少してしまう点。これも大きな課題でした。
でも、家裁は忙しいんです。長谷川式スケールで「認知症ではなくなりました。数値は正常になりました。」と医師が診断書を添付しない限り、どう考えても、途中終了、現役に復活！って出来るようになりませんよ。
今回は「実際に行った作業の内容や回数」に応じた後見人報酬へ見直しもされるのですが、月額定額制がなくなったとしても、どこまで費用をおさえられるんでしょうね。



デジタル遺産の怖さ

貴方はスマホでウェブ通帳派ですか？　銀行の**通帳レス化**によって、若い人だけに限らず、高齢の方にも随分と増えてきています。カタカナ名の銀行はまずネットですが、これらって、相続を迎えた際にはどうなるか、想像してみてください。

説明を読んでみると・・・

多くのネット銀行の場合、紙通帳はなくてもキャッシュカードが発行されているケースがあるそうです。カードが見当たらない場合、郵便物があるかも…。口座開設の際に郵送で、その案内が通知されている…といって、故人宛の全ての郵便物が残っている筈はなく…　→故人のスマホ・パソコン画面に辿り着けなかったら、その存在はわかる筈がありません。

先日も日経７月４日の朝刊で、「デジタル情報は必ず生前に整理し、エンディングノートに記録しておくこと」と大きく紙面を割いて注意を促していましたが、高齢者の方は仕方なく、通帳発行に手数料がとられると聞いて、スマホ・ウェブ通帳に切り替えてしまったか、若い家族に勧められるがまま、又は、銀行員に**「これからは通帳の記録の郵便物は有料ですから、ネット通帳の方がサービスもあってお得ですよ」**なんで**ダマ**されてスタートされているのです。

家族は、あなたのパスワード管理方法、知りません！

▲ネット銀行、証券口座（松井さんが始め、楽天さんが広めてしまった！）ネット証券は、取引報告書が電子交付、金融機関名すらわからないんです。
▲スマホ決済（ペイペイ…）、電子マネー類は、残高の有無もわからず、入れたお金も期限によって失効します。
▲サブスク（定額で課金される音楽等の配信サービス、電子書籍、ニュースサイト、クラウドストレージ、アプリの有料プラン…）は使っていなくても課金は続き、引き落としが止まれば滞納請求から逃げられません。６０歳超えたら！みなさん！解約しかないですョ。
▲更には、最近クレジットカードも毎月の取引報告がどんどん有料化され、先日、自分もイオンカードを、便利だからと作った際、たちまちスマホでのイオンＩＤがわからず引落不能…滞納寸前でした（汗）
▲そして暗号資産、仮想通貨を家族に黙って始めてしまうお父さん！
利用取引所も、ウォレットの存在、確認の手立てまで、あなたも家族も知らなければ全てパーになるのです。

日経の注意事項…

> サービス名や支払い方法の一覧リストには、通帳等、
> そして各サービスのアカウント名やパスワード、
> スマホのロック解除方法まで書くと、盗み見やデータ
> 流出のリスクがあるため慎重に…と。

じゃぁ、どうしたら良いのですか？？

デジタル資産管理とは、使っている本人だけの当たり前＋家族には見せないのが普通→と言っておきながら、万一の時（相続でしょ。又は認知スタートか）資産をちゃんと見つけてもらい、不要な支払いは出来るだけ早く止めてもらえるように整理を始めましょうって。・・・その整理って、ほとんど出来ないまま、相続は始まります。



コレ？…本気でみなさん、特に相続人のみなさん？
この遺産の解明って８～９割方、無理ですョ。

●あいちのオススメ

預貯金口座はもともと、預金保険機構を通じて、今後はマイナンバーが紐付けられ、口座の有無を相続人が一括で照会できる「相続時預貯金口座照会制度」もあり、証券口座も証券保管振替機構の「登録済加入者情報の開示請求」で株式等の口座を開設している証券会社を、数千円の費用を支払えば確認できる。

●であっても…やはり

紙通帳を持ち続けましょう。繰越となった旧の通帳も、大事に残しておくこと！一度スマホに移した通帳管理も、紙に戻すのです。株の取引報告書の電子交付は取り止めて、毎年数回、郵送で報告書を取り寄せるのです。
これらは当然、数百円の有料となりますが、少なくとも相続税のかかる方々、ご家族は、老若男女全て、経費をかけてデジタル化から逃げた方が、相続手続がスムーズなのです。総資産の把握に手間取れば、その分、遺産の争い事が燃え広がるのです。

まして、遺産の存在が申告期限までに判明しない。２度とわからない。戻ってこない。

今一度「故人が利用していたネット銀行の解約をしたいが、スマホが開けず契約先がわからない。わかっても、解約方法を照会してもチンプンカンプン？？？」
こんな事態、回避すべきです。

▼伊藤直樹がススメないネット銀行
楽天、住信ＳＢＩネット、ａｕじぶん、東京スター、ＰａｙＰａｙ、
ＧＭＯあおぞらネット、イオン、ＳＢＪ、ソニー、セブン、他

〜ネット銀行では、相続専門の部署（相続センター）が、東京のどこか？で一括管理しています。スマホで連絡先を探し、電話連絡するとスタートとなるのです。

窓口がないこれらネットセンターに求められるがまま、依頼書＋戸籍謄本フルセット＋６ヶ月以内の相続人全員の印鑑証明書の原本。そして本人確認のマイナンバーカードコピー。これらを全て郵送で送ると、その間！！他の預貯金、株の手続きが止まってしまいます。余分に何通も取得する。そして遺言書をのこしてスムーズにと思っていたところが、原本提出なんて言われると、代替手段がないのです。

ネット銀行の相続センター自体、慣れていない寄せ集めスタッフ（失礼！）が取り扱われますので**遅くなっても文句も言えない**。全て郵送なんですから。

●伊藤直樹のオススメ

要は、**デジタル化は、相続の揉め事を拡大させる**というのが結論です。
今スグ、紙に戻しましょう。私もイオンカードのスマホ取引明細を毎月のぞく事よりも、この７月から毎月１５４円払って、紙でカード取引明細を送ってもらいます。

それこそ、亡くなった際に、遺族に負担をかけない優しさです。

デジタル資産管理は止めましょう！！（あくまで私見です。）

追伸

耳より今号。追悼の回となりました。
私の母は長男を先に亡くしました。＂さかさ送り＂“逆縁”。改めて知りました。
北枕はみなさんもご存知ですよね。故人の頭を北向きに寝かせるのは、お釈迦様が亡くなられた時のならい。



- 故人の着物を左前で着せる。
- 死装束の蝶結びの紐は縦に結ぶ。垂直に…
- 屏風は逆さに立てる…天地逆。
- 逆さ水、故人の体を洗う湯灌(ゆかん)の水は、お湯に水を足すのではなく、水にお湯を注いだ白湯を使う。

もし、子供が先に亡くなった場合、親は火葬場に行ってはいけない！？
全国の風習だそうです。＝逆縁(ぎゃくえん)

勿論、今は行かれる方もありますが、母９６歳は葬儀場にて待っていました。
「さかさ送りだから…」

名古屋では今、八事斎場が改装中故、茶屋新田第２斎場に走ります。
名古屋市民５０００円。市外の方７万円。休憩室って広いんですね。斎場利用は１３年前の亡父の時以来でした。

みなさんも、葬儀は急にやってきます。「“３９万円で出来ます”は、ＴＶのザレ事」その通りです。嘘です。１００万、２００万円かかります。ご注意を。

要は、亡くなった人の事、弔う風習。それに集うみな様との、現在、過去、未来。色々、兄の死で考えさせていただきました。特に逆さ送り。自分は６８歳にて、これから、カウントダウンです。

自分は（可能性は、確率不明）親よりも先に逝かず、子よりも先に、この人生をまだまだ騒がさせていただきたく思います。いや、やってのけます。

みなさん、家族の死…色々、受け止めてください。自分はヤリマス。

ここに書き遺させていただきます。

あいち事務所、兄の伊藤秀樹が４２年間にわたって、数多くのみな様からお引き立ていただいてまいりました事を、弟直樹より、本当に感謝申し上げます。

多くの聴衆の前で話す事は苦手だった兄も、１対１。それも、親子間、身内の間での意見の相違がある場面にあっては、随分と多くの、もつれた糸を解きほぐしてきたようです。・・・ようです、というのは、兄から弟へ、自身の仕事の途中経過、どんな思い入れをもって語り、心配し、提案したか。ほぼ９９％、教えてはくれませんでした。

よって、違う場面で「秀樹さんにはお世話になりました」と言われ、何をしたんだろうか？と、最後迄、僕にはわからない主力パートナーでありました。

こんな早逝は、家族一同、全く予期しておらず、事務所内に、丸の内一丁目界隈に、兄はまだまださまよっているようで、『４０年前に兄秀樹が購入した大型の事務所金庫が、亡くなって１０日目に壊れた！』など、不思議な、この世への未練アリアリ？な出来事も起きています💦　１歳の孫は「じいじがいる」と天井を指さすとか。

四十九日が過ぎれば、おさまるか！？

永い間、ありがとうございました。

「その不動産、誰のもの？」

文責：税理士　一杉顕法

セミナー相談事例から一つお話しします。

ご相談は、「お母様と娘さんの共有の居住用不動産を息子さんへ名義変更したい」という内容で、最終的には後継ぎの息子さん及びその子（孫）へ渡したいが、そのままほったらかしにしていた。今回共有名義人の娘さんが結婚するのでその旦那さんにも権利が発生することになるため、今のうちに名義変更をしたい、とのことでした。

そのミッションを実現する方法としては、**A：贈与、B：遺言、C：売買**が挙げられます。（両者土地建物ある場合D：交換という方法もございますが、こちらは省略します。）

A：贈与は、やはり贈与税が心配事項になります。仮に２０００万円の不動産贈与（１名に１回）だと２３１万円の贈与税です。いかがでしょうか？買うことを考えれば安いでしょうか。贈与税を下げるには、息子さんの家族も巻き込み贈与を受ける人数を増やしたり、今年・来年・再来年と年数を増やして分けて贈与する方法があります。その注意点としては、受ける側を増やしすぎて結果兄弟姉妹共有になり後々の揉め事を増やすこと、年数を増やすと司法書士手数料や不動産価額上昇により贈与税が増えるかもしれないこと、などが注意点になります。

B：遺言は、例えばその不動産のみを、亡くなったら上記息子さんである弟さん（もしくはその子の甥子さん）に渡す内容で作成する方法です。注意点は、名義が移るのは娘さんが亡くなった時と、随分先になること。そのあと遺言書書換や売却されたりすることへの不安、不動産価額が高いと娘さんの旦那さんやお子様からの遺留分請求があるかもしれない不安、などが挙げられます。

C：売買は、対価をいくらにするか？が論点になります。親族間の売買の場合売買価格を安く設定しすぎて、「時価」との差額を贈与認定されて贈与税が課せられるリスクがあります。正当な高い相場の時価設定ですと、そもそもその金額を支払えるのか？の問題や譲渡所得税（翌年の社会保険上昇など）の負担も確認事項です。

上記については、負担金額を確認して、やれる範囲でやっていただく、というお話しなのですが、今回はその続きがあります。娘さんの名義がついている不動産なのですが、そもそも娘さんは１円も負担していなかったのです！？

となると、「その不動産は誰のもの？」となってしまいます。

事情を聞いたところ、お母様が購入する際に自己資金が足りず→借入をしなければ買えない→お母様では借入ができない→娘さんであれば借入ができる→購入金額の一部を娘さんの借入で購入、となったようです。

その後お母様は、月々娘さんの借入返済口座に返済額を振り込み、株式を売却等して、その娘さんの借入を全て３年内くらいで返済されておられました。

税務上の問題点としては、借入金を全てお母様のお金で返した点です。

このままでは、不動産の名義は娘さんで、お金を払ったのはお母様となり、場合によっては大きな贈与と贈与税のリスクがあります。ただ事情を聞取りをしたところ「贈与する意志」はなかったので、贈与ではなくお母様から娘様への「貸付金」ということになると考えられます。この「貸付金」もほっておくと相続税の対象になります。

そして、今回の相談の結末は、「お母様が娘様からその不動産持分を購入する」になりました。対価はお母様が貸していたその「貸付金」です。息子に渡したいという意志は遺言書にておこなうことになりました。

もちろん本当の事例とは内容を変えておりますので、この文章にはいろいろ突っ込みところはあると思います。

お伝えしたかったのは、**その時その時の事情で「名義」と「負担者」が違っていることは珍しくはないのです。**税務署も「名義」なんてものは信じていませんので、あとで、意図せず相続税や贈与税の負担になることがまだまだ潜んでいるかもしれません。

気になる方は一度ご相談ください。

★★　みな様、こんにちは。伊藤紘一郎です。★★

さて、人の死には３つある、という話があります。

●1 つ目「**自分の死**」。●2 つ目「**家族や親しい人の死**」。●3 つ目「**赤の他人の死**」。

自分の死は、自分ではその後を知ることができませんし、赤の他人の死も、心が大きく動くことはあまりありません。けれども、家族や親しい人との別れだけは違います。その人がいた日常が当たり前ではなかったことに気づかされ、命の重みを改めて感じます。

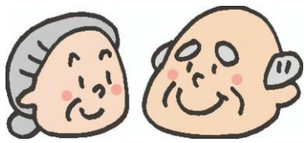
今回、伯父である秀樹の死は、私にとってまさにその「２つ目の死」にあたり、詰まるところ、人の死を１番痛烈に感じることになりました。

枕経から火葬場における焼却炉の手前までのお見送りに帯同し、四十九日を迎えるまで多くのことを、改めて考えることができました。

私は日頃、相続のお手伝いとして、お客様が亡くなられたあと、ご家族のお話を伺い、さまざまな手続きのアシストをすることが仕事です。だからこそ今回、自分自身が家族を見送るという経験をし、「故人を偲ぶ気持ち」に、以前よりも深く寄り添えるようになった気がします。これからも、お客様やご家族のお気持ちを大切にしながら、ひとつひとつの手続きを、より丁寧に、より分かりやすくお手伝いしていきたいと思っています。

そして、もう一つ、気づいたことがあります。

私は仕事柄、多くのお客様のお考えに触れ、ご家族への想いを伺い、税金や遺された方々の事を考え、遺言書を遺していただくことが、より一層多くなっています。つまり、自分自身にとってそのお客様の「２つ目の死」に向き合う機会も増えていくということです。私は落ち込みやすい性格ではありませんが、「これから先、この別れをひとつひとつ受け止めていけるかな」と、少しだけ考えるようになりました。



だからこそ、皆様には心からお願いがあります。

どうか、いつまでもお元気で、長生きしてくださいね！

追伸

伯父が亡くなったあとの父の日に、父・直樹へ一冊の本を贈りました。

『棺桶まで歩こう』（萬田緑平 著）という本です。少し宗教的に感じる部分もありますが、「歩けるうちは、人は死なない」という言葉がとても印象に残りました。

暑い日が続きますが、無理のない範囲で毎日少しずつ歩くこと。それが元気に長生きする一番の近道なのかもしれません。どうぞ熱中症には十分お気をつけいただき、この夏も元気にお過ごしください。

講演会について

４月に昭和区役所にて開催し、今後１０月、１１月とどこかの区役所で連続開催を予定している『相続情報講演会』について、少しご説明させていただきます。

簡単に言うと【区役所セミナーの復活】です。その講師担当が私【伊藤紘一郎】であり、その講演は【終活の基礎のキ】という相続の基礎的な部分に特化した内容です。

なお当日個別相談は開催せず、【ちょこっと相談】という簡易的な相談の場のみです。

４月の昭和区役所は、約半数の方が〖初めて参加〗という統計となり、自転車や徒歩で来られるお客様が多くいらっしゃいました。開催直前にあいち事務所からはがきが送られてきたら、そのサインです。もしご興味ありましたら、是非お近くの区役所にてお会いしましょう。